

令和5年4月1日

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市公平委員会
委員長 大野 秀司

一宮市公平委規則第1号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則(平成17年一宮市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(公平委員会に対する苦情相談) 第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。 (1) 略 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談	(公平委員会に対する苦情相談) 第2条 略 (1) 略 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4 _____の規定に基づく採用に関する苦情相談

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の第2条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。